

必ずご確認ください。

マイナンバー利用開始に伴う税の申告における本人確認措置について

平成 28 年 1 月 1 日以降の償却資産申告においては、事業主様の個人番号（マイナンバー）・法人番号を記載いただくこととなります。以下、個人番号を提供いただく際に必要な本人確認措置についてお知らせいたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。（なお、法人番号の場合、提供者の本人確認は不要です。）

年度 _____

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

3 個人番号又は法人番号	_____	8 短縮耐用年数の承認
4 事業種目 (資本金等の額)	(_____ 百万円)	9 増加償却の届出
5 事業開始年月	_____	10 非課税該当資産
6 この申告に回答する者の 氏名及び氏名	(電話) _____	11 課税標準の特例
7 税理士等の氏名	(電話) _____	12 特別償却又は圧縮記帳
		13 税務会計上の償却方法
		14 青色申告

① _____

市(区)町村内

ここにマイナンバーをご記入ください。

1 本人から個人番号を提供いただく場合の確認方法

下記の書類をご提示ください。

- 番号確認……個人番号カード、通知カード、住民票（個人番号記載のもの）など。
- 本人確認……個人番号カード、運転免許証、福島市が送付した氏名と住所が印字されている申告書など。

2 代理人から個人番号を提供いただく場合の確認方法（ご家族、税理士、会計士など）

- 代理人が申告される場合の確認書類

本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
・個人番号カード ・通知カード ・住民票（個人番号記載のもの）など	○ 代理人の身分証明書 ・個人番号カード、運転免許証、税理士証票、法人の場合は登記事項証明書など	・委任状 ・税務代理権限証書など

※ 郵送の場合は、該当する書類の写しを添付してください。

※ 電子申告（エルタックス）については、本人確認は不要です。

※ マイナンバーの記載がない場合でも、有効な申告書として受理いたします。また、本人確認資料の不足などにより本人確認ができない場合、個人番号の記載はないものとして受理いたします。

お問い合わせ先
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市役所 資産税課 償却資産係
TEL 024-525-3730